

○静岡大学学会参加時等保育支援制度実施要項

(平成 28 年 3 月 15 日要項第 28 号)

(趣旨)

第 1 条 この要項は、静岡大学男女共同参画推進室規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、静岡大学（以下「本学」という。）における学会参加時等保育支援制度（以下「本制度」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 本制度は、育児により学会参加が困難な本学の教職員の学会参加を促進し、及び入試業務に従事する本学の教職員の育児負担の軽減を図ることを目的とする。

(支援対象者)

第 3 条 本制度による支援の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、国立大学法人静岡大学教職員就業規則及び国立大学法人静岡大学有期雇用教職員就業規則の適用を受ける者のうち、育児を行う者とする。

(支援内容)

第 4 条 本制度における支援は、学会参加又は入試業務のためにかかった保育費の 2 分の 1 を上限として補助する。ただし、支援対象者が他の補助制度を利用した場合には、学会参加又は入試業務のためにかかった保育費から当該補助金額を控除して得た額の 2 分の 1 を上限として補助する。

2 一の支援対象者に対する一の年度における補助の限度額については、男女共同参画推進室長（以下「室長」という。）が別に定める。

(申請手続)

第 5 条 本制度の支援を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、学会参加時等保育支援制度利用申請書（別紙様式 1）及び次に掲げる書類を室長に提出するものとする。

- (1) 学会参加又は入試業務のためにかかった保育費の領収書等
- (2) 学会に参加したことを証明する書類（旅行命令簿の写し、参加費の領収書等をいう。）
- (3) 他の補助制度による補助金額を証する書類（他の補助制度を利用した場合に限り提出するものとする。）

(補助金額の決定等)

第 6 条 室長は、前条の規定に基づき利用希望者が提出した書類を確認の上、予算の範囲内で支援を決定し、決定後速やかに利用希望者に通知するものとする。

(その他)

第 7 条 この要項に定めるもののほか、本制度に関して必要な事項は、男女共同参画推進委員会の議を経て、室長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 学会参加時等保育支援制度実施要綱（平成 22 年 9 月 8 日制定）は、廃止する。

別紙様式 1（第 5 条関係）

[別紙参照]

## 学会参加時等保育支援制度利用申請書

提出日： 年 月 日

所属（部局・学科・研究科）：		職名：
ふりがな 氏名	印	子どもの年齢 歳
連絡先 電話： E-mail：		
学会参加又は入試従事のためにかかった保育費：		円
利用した保育団体名など：		
申請回数： 回目		

## (1) 学会参加時支援

参加した学会集会名： (学会ホームページアドレス)
開催地：
参加日 平成 年 月 日～ 月 日
単なる参加をこえて研究発表や司会・討論者などの役割を果たした場合、 発表タイトルと形式（口頭・ポスターなど）単独／共同の別などをお書きください。

## (2) 入試業務従事時支援

従事した入試：
従事日： 平成 年 月 日～ 月 日